## 第六管区海上保安本部公示第28号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年7月5日

第六管区海上保安本部長
小野雄介(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - 名 称 中国地方整備局 太田川河川事務所
  - 住 所 広島県広島市中区八丁堀3-20
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - 区 域 広島港及び付近(付図のとおり)
  - 期 間 令和6年7月11日から 令和6年8月31日までのうち最大11日間
- 3 水路測量の実施方法 スワス音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を揚げる。



